１０／６（火）の行事

報道発表資料の配付日時　９月３日（木）15時00分

発表項目（行事名）	「障害者差別解消法道民フォーラム in 稚内」の開催について		
記者レクチャーのお知らせ	(実施日時)	発表者	
		発表場所	
概要	◆　行事の目的 令和６年４月に一部改正法が施行された障害者差別解消法や北海道障がい者条例をより多くの道民の皆様に知っていただき、障がいのある人もない人も、ともにこの北海道の地で暮らしていくため、お互いにできることを考えるきっかけとすることを目的として開催します。 ◆　行事の概要 １　日　時　令和８年10月６日（火）13：30～15：30 ２　場　所　稚内総合文化センター（稚内市中央３丁目13-23） ３　対　象　どなたでも参加可能（参加無料） ４　内　容　基調講演及び活動パネルディスカッション （詳細は別紙チラシのとおり） ※概要は北海道ホームページでも公表されています。 https://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/shf/213151.html ◆　申込方法 ９月28日（月）までに下記申し込みフォームまたは電話、ＦＡＸでお申し込み願います。		
参考	稚内市のほか札幌市、留萌市でもフォーラムを開催予定です。（札幌市、留萌市の開催については別途お知らせします）。 ※留萌市では、中学校において開催するため一般公開は予定していません。		

報道（取材）に当たってのお願い		
他のクラブとの関係	同時配付 同時レク	(場所)道政記者クラブ

担当（連絡先）	保健環境部社会福祉課 社会福祉課長　大河内　ＴＥＬ　０１６２－３３－２９７９ 主査（地域福祉）辰身　ＴＥＬ　０１６２－３３－２５７９

障がいのある人もない人もともに北海道で暮らす

～法務省人権啓発活動地方委託業務～

障害者差別解消法
道民フォーラム in 稚内

主催：北海道
共催：稚内市

基調講演

（約45分）

上智大学　名誉教授

大塚　晃　様

障がい福祉や社会福祉政策の専門家であり、日本発達障害ネットワーク副理事長を務めるなど、幅広く活躍されています。

パネルディスカッション

（約55分）

［　当事者からの報告　］

藤田　征樹　様
稚内市出身、在住。５大会連続でパラリンピック自転車競技に出場し、合計５つのメダルを獲得。

たかにゃん　様
就労継続支援Ｂ型事業所ノース工房で活動する当事者。
NHK 番組「バリバラ」に出演。

佐藤　祐　様
稚内市出身。当事者団体 DPI 北海道ブロック会議議長。自立生活センターの運営など幅広く活動を行う。

開催概要

日　時
2026年
10月6日（火）
13時30分～15時30分
開場・受付開始　13時～

会　場
稚内市総合文化センター小ホール
稚内市中央３丁目13−23

定　員
100名
（事前申込制・先着順）

当日参加も可能です
定員に達した場合は、入場できない場合があります。

※当日、Zoom でのオンライン配信も行います。
なお、Zoom の視聴に必要な ID とパスワードは、申込の完了後にメールで送信します。

参加費　**入場無料**

WEB 申込み

下記 URL もしくは二次元コードよりお申込みください。
https://www.harp.lg.jp/A0H3vkne

FAX 申込み

申込用紙に必要事項をご記入の上、
011-232-4068（障がい者保健福祉課）
まで FAX でお送りください。

お問合せ
北海道保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課地域支援係
〒060-8588　札幌市中央区北３条西６丁目　TEL 011-231-4111（内線 25-731）

ＦＡＸ　フォーラム申込書

あて先：011-232-4068【送信票等は不要です。】

北海道保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課地域支援係　中野　行

「障害者差別解消法　道民フォーラム in 稚内」に次のとおり申し込みます。

※こちらは表面のフォーラムへの参加申込書になります。

お名前	
ファックス番号	
メールアドレス（オンラインで参加する場合は必須）	
会場において必要な配慮（当てはまるものに〇をつけてください。）	① 車いす利用　② 介助者同行　③ 手話通訳 ④ 要約筆記　⑤ 点字の資料　⑥ ルビ付きの資料 ⑦ 三色カード ⑧ その他（　　）
参加方法（どちらかに〇をつけてください）	オンラインで参加　　会場で参加
その他	

障害者差別解消法　道民フォーラム in 稚内

「障がいのある人もない人も、ともに北海道で暮らす」

１　開催趣旨

北海道では、平成 21 年に「北海道障がい者条例」を制定し、これまで、障がいのある人もない人も暮らしやすい地域づくりに取り組んできました。

また、平成 28 年４月に障害者差別解消法が施行され、障がいのある人も含めた国民一人ひとりが、それぞれの立場において自発的に、障がい者差別解消の推進に寄与することが求められています。

さらに令和６年４月には障害者差別解消法の一部改正法が施行され、これまで努力義務とされていた民間事業者による合理的配慮の提供が法的義務化されるなど、障がいのある方について知ることや、障がいのある人がさまざまな困難に直面していることへの気づきがより重要になっています。

そこで、障害者差別解消法や北海道障がい者条例をより多くの道民に知っていただき、障がいのある人もない人も、ともにこの北海道の地で暮らしていくため、お互いにできることを考える、そのようなきっかけにすることを目的として本フォーラムを開催します。

２　主　　催

北海道（法務省人権啓発活動地方委託事業）

３　共　　催

稚内市

４　開催日時・会場等

（１）日　時　令和８年 10 月６日（火）13 時 30 分開始（開場・受付開始は 13 時～）

（２）会　場　稚内総合文化センター小ホール（稚内市中央３丁目 13―23）

（３）定　員　100 名程度

※当日、Zoom でのオンライン配信も行います。

Zoom の視聴に必要な ID とパスワードは、申込の完了後にメールで送信します。

５　対　　象

どなたでも参加可能（無料）

６　開催内容

・開会、主催者挨拶

・基調講演（約 45 分）

講　師：大 塚　　晃　氏（上智大学名誉教授、日本発達障害ネットワーク副理事長等幅広く活躍）

テーマ：「合理的配慮の提供義務化から２年の現状について」（仮）

・休憩（15 分）

・パネルディスカッション（約 55 分）

座　　長：大 塚　　晃　氏（上智大学名誉教授、日本発達障害ネットワーク副理事長等幅広く活躍）

パネリスト：藤田　征樹　氏（稚内市出身、パラリンピック自転車競技選手として活躍、両足義足）

たかにゃん　氏（稚内市の NPO 法人ノース工房で活動する障がい当事者）

佐 藤　　祐　氏（稚内市出身、CIL ラピタ代表、当事者団体ＤＰＩ北海道ブロック会議議長）

テ　ー　マ：「当事者目線から考える合理的配慮

～日々の暮らしで感じること、これからのこと～」

・閉会

７　申込方法

（１）令和８年（2026 年）９月 28 日（月）までに①インターネット（申込フォーム使用）又は②ファックス（添付の申込書使用）、のいずれかの方法でお申し込みください。

（２）車いすの方、手話通訳が必要な方、要約筆記が必要な方、点字の資料が必要な方、介助者の席が必要な方などは、申込時にその旨をお知らせください。

（３）定員を上回る申込みがあった場合は、別途調整させていただきます。

８　申込み・問合せ先

北海道保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課地域支援係（担当：中野）

〒060-8588　札幌市中央区北３条西６丁目

TEL　011-231-4111（内線 25-731）　FAX　011-232-4068

URL　https://www.harp.lg.jp/SksJuminWeb/EntryForm?id=A0H3vkne（申込みフォーム）

https://www.harp.lg.jp/A0H3vkne（申込みフォーム・短縮 URL）